



発行 新潟県

**第74号**

令和2年9月29日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

訓 令

21 新潟県財務規則に規定する帳票その他の書類の様式指定の特例の一部改正(監理課)

告 示

1072 農用地利用配分計画の認可(地域農政推進課)

1073 道路の区域変更(道路管理課)

1074 道路の供用開始(道路管理課)

公 告

一般競争入札の実施(ICT推進課)

特定調達契約の落札者等(ICT推進課)

第47期新潟県労働委員会労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦(しごと定住促進課)

一般競争入札の実施(道路管理課)

人事委員会規則

6-1855 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)

監査委員公表

包括外部監査結果に基づく措置状況の公表(監査委員事務局)

訓 令

◎新潟県訓令第21号

農 林 水 産 部  
農 地 部  
土 木 部  
交 通 政 策 局  
地 域 振 興 局  
流域下水道事務所

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）に規定する帳票その他の書類の様式指定（平成5年3月新潟県訓令第7号）の特例（昭和59年3月新潟県訓令第13号）の一部を次のように改正し、令和2年10月1日から実施する。

令和2年9月29日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第6号様式</b>（第79条関係） 建設工事請負契約書</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 工事期間等 (1)～(3) （略）</p> <p><u>(4) 工事を施工しない日又は時間帯を定めた場合の内容 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）別記建設工事請負基準約款第1条第1項の設計図書のとおり</u></p> <p>5～9 （略）</p> <p>10 その他 上記の工事の施工については、本契約書の上記条件以外は、新潟県財務規則及び同規則別記建設工事請負基準約款並びに本契約書添付の設計書、図面及び仕様書によって工事請負契約を結び、契約の証として本書2通を作成し、当事者双方記名押印して、それぞれ1通を保有する。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第6号様式</b>（第79条関係） 建設工事請負契約書</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 工事期間等 (1)～(3) （略）</p> <p>5～9 （略）</p> <p>10 その他 上記の工事の施工については、本契約書の上記条件以外は、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）及び同規則別記建設工事請負基準約款並びに本契約書添付の設計書、図面及び仕様書によって工事請負契約を結び、契約の証として本書2通を作成し、当事者双方記名押印して、それぞれ1通を保有する。</p> <p>(略)</p>
<p><b>第7号様式</b>（第79条関係） 工事変更契約書</p> <p>(略)</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 工事の変更内容は、<u>新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）別記建設工事請負基準約款第1条第1項の設計図書のとおりとする。</u></p> <p>4・5 （略） (略)</p>	<p><b>第7号様式</b>（第79条関係） 工事変更契約書</p> <p>(略)</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 工事の変更内容は、<u>別紙図面及び設計書のとおりとする。</u></p> <p>4・5 （略） (略)</p>
<p><b>第8号様式</b>（第83条関係） 工事着手届</p> <p>(略)</p>	<p><b>第8号様式</b>（第83条関係） 工事着手届</p> <p>(略)</p>

(略)				(略)			
監理技	(略)			監理技	(略)		
術者	資格者証交付番号	第 号		術者	資格者証交付番号	第 号	
監理技 術者補 佐	氏名		生年 月日	年 月 日			
	住所		雇用 主名				
(略)				(略)			
(略)				(略)			

告 示

◎新潟県告示第1072号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和2年9月29日

新潟県知事 花 角 英 世

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
新潟市	2者	西区保古野木449番ほか4筆 0.4ha
見附市	1者	堀溝町向川原1446番ほか18筆 0.7ha
魚沼市	1者	吉水谷内2124番3-1 0.1ha
南魚沼市	1者	穴地新田125番1ほか10筆 2.8ha
十日町市	1者	中条とろの木丁829番1ほか10筆 1.2ha
合 計	6者	47筆 5.1ha

2 認可年月日

令和2年9月29日

◎新潟県告示第1073号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年9月29日

新潟県知事 花 角 英 世

1 道路の種類 県道

2 路線名 川谷十町歩線

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市吉川区河沢字西袋794番1から 同市吉川区山口字二十刈227番1まで	新	(A)6.4～11.0メートル	115.0メートル
上越市吉川区河沢字西袋829番1から 同市吉川区山口字二十刈220番1まで		(B)3.0～11.8メートル	164.2メートル
上越市吉川区河沢字西袋794番1から 同市吉川区山口字二十刈227番1まで	旧	6.4～11.0メートル	115.0メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

## ◎新潟県告示第1074号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年9月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 川谷十町歩線
- 2 供用開始の区間  
上越市吉川区河沢字西袋829番1から同市吉川区山口字二十刈220番1まで
- 3 供用開始の期日 令和2年10月1日

## 公 告

## 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、行政手続オンライン化構想策定業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年9月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 入札に付する事項
  - (1) 委託業務名  
行政手続オンライン化構想策定業務委託
  - (2) 委託業務の内容  
行政手続オンライン化構想策定業務委託仕様書のとおり
  - (3) 契約期間  
契約締結日から令和3年3月31日まで
- 2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等
  - (1) 交付期間 令和2年9月29日（火）から令和2年10月6日（火）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで
  - (2) 交付場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県庁行政庁舎4階 知事政策局ICT推進課スマート自治体推進班  
入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、新潟県ホームページで公開する。
  - (3) 問合せ等 入札説明書による。
- 3 入札執行の日時及び場所
  - (1) 日時 令和2年10月20日（火） 午前10時
  - (2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁行政庁舎16階 入札室
- 4 入札に参加する者に必要な資格  
本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
  - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
  - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
  - (4) 都道府県または政令市（県外も可）向けのICT分野のコンサルティング業務について締結した契約において、平成27年4月1日からこの公告の日までの間に、誠実に履行を完了した実績を有していること。
  - (5) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。
  - (6) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
  - (7) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。
- 5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、本件入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 令和2年10月13日(火) 午後5時15分まで

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁行政庁舎4階 知事政策局ICT推進課スマート自治体推進班

ウ 提出方法 本人(法人にあっては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人による持参もしくは郵送とする。なお、郵送による場合は、アの期限内に必着させるとともに、書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。

エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

(2) 審査結果

入札参加資格確認申請書及び添付資料に基づき審査を行い、入札参加の可否を連絡する。なお、審査の結果、不適合となった場合は、入札に参加することができない。

(3) 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、入札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書(封筒に入れ密封の上、上記1(1)の委託業務名及び入札者の商号又は名称を記入したものに限り。)を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所を宛先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の委託業務名及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。なお、代理人が入札書を提出する場合は、入札書には代理人の氏名を記入し、委任状の使用印鑑を押印しなければならない。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。その他入札説明書による。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額。9に同じ。)以上の現金(金融機

関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。9に同じ。)とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

#### 9 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の現金とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

#### 10 その他

##### (1) 入札の成立条件

本件の入札については、当該調達に係る令和2年度9月補正予算が成立することが条件であること。

##### (2) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

##### (3) 契約の停止等

本件入札に関し、苦情申立てがあったときは契約を停止し、又は解除することがある。

##### (4) その他

本件入札及び契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

---

#### 特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年9月29日

新潟県知事 花 角 英 世

#### 1 調達件名及び数量

新潟県LANシステム用サーバ機器等一式(その39)の借上げ

#### 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県知事政策局ICT推進課

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

#### 3 調達方法

借入

#### 4 契約方式

一般競争入札

#### 5 落札決定日

令和2年9月16日(水)

#### 6 落札者の氏名及び住所

日立キャピタル株式会社

東京都港区西新橋一丁目3番1号

#### 7 落札価格

32,036,400円

#### 8 入札公告日

令和2年8月7日(金)

#### 9 落札方式

最低価格

---

#### 第47期新潟県労働委員会労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦について(公告)

労働組合法(昭和24年法律第174号)第19条の12第3項及び同法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項の規定に基づき、次の要領により、第47期新潟県労働委員会労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦を求める。

令和2年9月29日

新潟県知事 花角 英世

第47期新潟県労働委員会労働者委員候補者及び使用者委員候補者推薦要領

1 労働者委員候補者

(1) 候補者を推薦することができる労働組合

新潟県の区域内にのみ組織を有し、かつ、新潟県労働委員会から労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合すると認められたものであること。

(2) 候補者の資格

労働組合法第19条の4第1項に該当しない者であること。

2 使用者委員候補者

(1) 候補者を推薦することができる団体

新潟県の区域内にのみ組織を有する使用者団体であって、労働問題を取り扱うことを主な目的又は業務の主要な部分としているものであること。

(2) 候補者の資格

労働組合法第19条の4第1項に該当しない者であること。

3 推薦手続

(1) 提出書類

ア 別記様式の推薦書 1通

イ 候補者の履歴書（横書きのもの） 1通

ウ 候補者の委員に就任することについての内諾書 1通

エ 労働組合にあっては、当該労働組合が労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の新潟県労働委員会の証明書 1通

(2) 書類の提出先

新潟県産業労働部しごと定住促進課

4 推薦期間

令和2年9月29日（火）から同年11月19日（木）まで

5 その他

公務員が委員に就任する場合は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及びその他の法令の規定により、兼職禁止等の制限を受ける。

推 薦 書

令和 年 月 日

新潟県知事 様

推薦者 主たる事務所の所在地  
 団体名  
 代表者氏名 印

労働組合法第19条の12第3項及び労働組合法施行令第21条第1項の規定により、  
 労働者委員  
 新潟県労働委員会の の候補者として下記の者を推薦します。  
 使用者委員

記

(ふりがな) 氏 名	年齢	(労働者委員候補者) 所属労働組合及び地位並びに所属職場及び地位 (使用者委員候補者) 所属会社又は事業場及び地位	備考

注 推薦する委員候補者の数に制限はありません。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、凍結防止剤の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和2年9月29日

新潟県知事 花 角 英 世

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量



ア 凍結防止剤 (村上・新発田) 1 tフレコン (単価契約)	予定数量 930 t
イ 凍結防止剤 (村上・新発田) 25kg包装 (単価契約)	予定数量 110 t
ウ 凍結防止剤 (新津・津川・三条) 1 tフレコン (単価契約)	予定数量 2,040 t
エ 凍結防止剤 (新津・津川・三条) 25kg包装 (単価契約)	予定数量 11 t
オ 凍結防止剤 (長岡) 1 tフレコン (単価契約)	予定数量 3,520 t
カ 凍結防止剤 (長岡) 25kg包装 (単価契約)	予定数量 4 t
キ 凍結防止剤 (十日町) 1 tフレコン (単価契約)	予定数量 2,300 t
ク 凍結防止剤 (十日町) 25kg包装 (単価契約)	予定数量 1 t
ケ 凍結防止剤 (魚沼・南魚沼) 1 tフレコン (単価契約)	予定数量 2,470 t
コ 凍結防止剤 (柏崎・上越・糸魚川) 1 tフレコン (単価契約)	予定数量 3,150 t
サ 凍結防止剤 (柏崎・上越・糸魚川) 25kg包装 (単価契約)	予定数量 1 t
シ 凍結防止剤 (佐渡) 1 tフレコン (単価契約)	予定数量 450 t
ス 凍結防止剤 (佐渡) 25kg包装 (単価契約)	予定数量 1 t

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

## (3) 納入期間

令和2年11月15日から令和3年3月31日まで

## (4) 納入場所

仕様書による。

## (5) 入札方法

上記(1)の件名ごとに1t当たりの単価につき入札を行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であること。
- (4) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 当該購入物品の迅速かつ確実な調達及び納入について各々可能と証明できる者であること。

## 3 入札書の提出場所等

入札書は下記(5)の開札の日時及び場所に参集し、提出する。下記(5)の開札の日時及び場所に参集できない場合は、郵送による提出も可能とする。

## (1) 開札場所での提出

下記(5)の日時及び場所に持参し、提出すること。

## (2) 郵送による提出

令和2年11月11日(水)午前9時までに下記(3)に書留郵便で提出すること。

## (3) 郵送による提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県土木部道路管理課管理調整係

電話番号 025-280-5398

電子メール ngt080040@pref.niigata.lg.jp

## (4) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(3)の場所で行うほか、新潟県ホームページで公開する。

## (5) 開札の日時及び場所

令和2年11月11日(水)午前9時

新潟県庁16階入札室

## 4 その他

- (1) 契約において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
免除する。
- (3) 契約保証金  
契約金額に予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。）第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所  
資格者名簿に登録されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望する者は、新潟県物品等入札参加資格申請書を令和2年10月9日（金）までに次の場所に提出しなければならない。  
郵便番号 950-8570  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県出納局会計検査課物品契約係  
電話番号 025-280-5490  
電子メール ngt190030@pref.niigata.lg.jp
- (5) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を令和2年10月21日（水）午後5時までに、入札説明書に示した入札に参加する者に必要な資格を証明する書類を添付して、上記3(3)の場所に郵送により提出しなければならない。  
入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (6) 入札の無効  
本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (7) 落札者の決定方法  
規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) 契約書作成の要否  
要
- (9) 不当介入に対する通報報告  
契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。
- (10) 契約の停止等  
当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年6月新潟県告示第1221号）に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (11) その他  
詳細は入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:
  - ① Antifreeze (Murakami and Shibata) in 1-ton flexible containers (Unit price contract), estimated amount: 930 tons
  - ② Antifreeze (Murakami and Shibata) in 25 kg containers (Unit price contract), estimated amount: 110 tons
  - ③ Antifreeze (Niitsu, Tsugawa, and Sanjo) in 1-ton flexible containers (Unit price contract), estimated amount: 2,040 tons
  - ④ Antifreeze (Niitsu, Tsugawa, and Sanjo) in 25 kg containers (Unit price contract), estimated amount: 11 tons
  - ⑤ Antifreeze (Nagaoka) in 1-ton flexible containers (Unit price contract), estimated amount: 3,520 tons
  - ⑥ Antifreeze (Nagaoka) in 25 kg containers (Unit price contract), estimated amount: 4 tons
  - ⑦ Antifreeze (Tokamachi) in 1-ton flexible containers (Unit price contract), estimated amount: 2,300

tons

- ⑧ Antifreeze (Tokamachi) in 25 kg containers (Unit price contract), estimated amount: 1 tons
- ⑨ Antifreeze (Uonuma and Minamiuonuma) in 1-ton flexible containers (Unit price contract), estimated amount: 2,470 tons
- ⑩ Antifreeze (Kashiwazaki, Joetsu, and Itoigawa) in 1-ton flexible containers (Unit price contract), estimated amount: 3,150 tons
- ⑪ Antifreeze (Kashiwazaki, Joetsu, and Itoigawa) in 25 kg containers (Unit price contract), estimated amount: 1 tons
- ⑫ Antifreeze (Sado) in 1-ton flexible containers (Unit price contract), estimated amount: 450 tons
- ⑬ Antifreeze (Sado) in 25 kg containers (Unit price contract), estimated amount: 1 tons

(2) Deadline for bid participant applications:

5:00P.M. October 21, 2020

(3) Date of bid opening:

9:00A.M. November 11, 2020

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Department of Public Works Road Administration and Management Division, Management and Coordination Section

Niigata Prefectural Government

4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken

950-8570

JAPAN

Tel: 025-280-5398

Email: ngt080040@pref.niigata.lg.jp

人事委員会規則

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年9月29日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

**新潟県人事委員会規則第6-1855号**

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（規則第6-1313号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(特殊勤務手当整理簿)</p> <p><b>第42条 (略)</b></p> <p>2 前項の場合において、同項の規定による特殊勤務手当の支給に関し委員会が別に定める必要な事項を総務事務システム又は勤務管理システム（情報処理システム（電子計算機及びプログラムの集合体であって、情報処理の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。）を利用して職員の服務、給与等に係る請求等の手続に関する事務の処理を行う仕組みであって、人事委員会が定めるものをいう。）に記録したときは、任命権者は、同項の規定による作成をしたものとみなす。</p>	<p>(特殊勤務手当整理簿)</p> <p><b>第42条 (略)</b></p> <p>2 前項の場合において、同項の規定による特殊勤務手当の支給に関し委員会が別に定める必要な事項を総務事務システム（情報処理システム（電子計算機及びプログラムの集合体であって、情報処理の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。）を利用して職員の服務、給与等に係る請求等の手続に関する事務の処理を行う仕組みであって、人事委員会が定めるものをいう。）に記録したときは、任命権者は、同項の規定による作成をしたものとみなす。</p>

**附 則**

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

**監査委員公表**

**包括外部監査結果に基づく措置状況の公表**

令和元年度包括外部監査結果に基づく措置状況について、次のとおり新潟県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、その内容を公表する。

令和2年9月29日

新潟県監査委員 栗 山 和 廣

新潟県監査委員 青 柳 正 司

新潟県監査委員 片 野 猛

新潟県監査委員 岡 俊 幸

令和元年度 包括外部監査結果に基づく措置内容  
 テーマ「港湾事業に係る公有財産の管理及び財務事務の執行について」

区分	大項目	中項目	指摘・意見の内容	措置内容
意見1	契約単位	複数年契約化の検討について	設備保守点検業務や港湾施設清掃業務のような、毎年、年間を通じて役務の提供を受ける業務で、かつ同じ相手先に委託しているものについては、複数年契約化し、発注ロットを大きくすることで発注金額を下げることができないか検討することが望ましい。	発注ロットを大きくすることで発注金額の低下を見込める業務については、複数年契約とする。
意見2	契約単位	本庁一括発注の検討について	平成30年5月に発生した新潟港東港区の臨港道路陥没事故を受けて、全県で一斉に実施した空洞調査は、地域機関ごとに契約が行われ、結果的にほとんどの地域機関において同一業者と契約が行われていた。いずれの契約も事務自体に瑕疵はなかったが、本庁が一括発注することで発注金額の低減、事務処理の削減などを図ることができないか検討するプロセスを整備することが望ましい。	全県で一斉に実施する業務において、経済性や効率性で有利となる場合は、本庁一括発注とする。
意見3	契約単位	同種・同時期業務の発注統合の検討について	工事内容は異なるものの連続した一連の業務が同一相手先と締結されている契約や、同時期に実施される同種の業務が同一相手先と複数の契約締結されているものがあつた。いずれの契約も事務自体に瑕疵はなかったが、各地域機関において、発注業務に係る作業内容・スケジュールなどの全体感（グランドデザイン）の把握を行い、発注ロットを大きくすることで発注金額を下げることができないか検討するプロセスを整備することが望ましい。	各地域機関において、経済性を勘案して発注ロットを設定するよう周知した。
意見4	指名競争	指名競争入札の選択理由について	普通地方公共団体の契約は一般競争入札が原則とされているところ、本件も含め建設工事は特殊な技術を要するものとして、地方自治法施行令第167条第1号の規定により一般競争入札に適しないものとして処理している。指名競争入札を選択すること自体は法令等に照らし、問題はないが、指名審査会において、発注方式の選定理由として「早期発注のため」としていた。「早期発注」は指名競争入札の選択要件として、法令等で規定されておらず、選択理由として不相当である。効率的な事務の観点から、契約方法に関する関連規程の理解を徹底することが望まれる。	事務処理を行った担当課職員全員に対して、関係規則等を改めて説明し、理解の徹底を図った。

意見5	随意契約	指示書案件とする理由の記載について	指示書の様式は、発注要件のいずれに該当するのか、及びその該当理由の記入欄がなく、金額基準（予定価格が100万円以下）のみで判断されやすい形式となっている。指示書案件は、発注時点において複数業者から見積書を入手しないため、発注金額が高止まりする可能性がある。安易な指示書発注をけん制するために、指示書発注の該当要件とその理由を記入させる様式に変更することが望ましい。	該当要件及びその要件に該当する理由を記入する様式に改める。
意見6	随意契約	予定価格と精算額の乖離について	指示書発注案件のうち、指示書に記載した見込み額に比べ精算額が大幅に増加している案件が存在した。また、増額理由が記録として残っていなかった。確認した結果、いずれも増加理由に問題はなかったが、増額が恒常的に発生する場合は、業者からの過大請求を看過するリスクや業者との癒着が発生するリスクの温床となり得る。可能な限り作業着手前に業者と現地確認などを行った上で見積書を入手するか、見積書の事前入手を行わない場合には、当初の見込み額から増額となった理由を記録として残すことが望ましい。	精算額が見込み額から増額となった理由を記録するよう改める。
指摘1	港湾台帳	管理者情報の誤記載	(株)新潟国際貿易ターミナルに貸し付けているガントリークレーンの港湾台帳への記載内容のうち、管理者名を(株)新潟国際貿易ターミナルとし、所有者情報は備考欄に記載すべきところ、管理者名が新潟県と記載されていた。資産の所有関係や権利義務関係を明確にするため、管理者情報・所有者情報を適時かつ適切に入力及び更新する必要がある。	港湾台帳の該当部分を修正した。
指摘2	港湾台帳	事業費（取得価額）の入力漏れ	港湾台帳を確認したところ、港湾法等により記載すべきとされている事業費総額が記入されていない資産が散見された。港湾台帳更新の際に各地域機関から提出される加除訂正表を閲覧したところ、事業費の記入欄がなかった。加除訂正表に事業費記入欄を設ける必要がある。	事業費総額の記載について、加除訂正表に事業費記入欄を設け、地域機関に対し、台帳作成に当たって事業費総額把握に努めるよう指示した。
指摘3	港湾台帳	新規取得港湾施設の登録漏れ	平成29年度に取得したガントリークレーン6号機が港湾台帳に登録されていなかった。港湾法施行規則に基づき、速やかに登録する必要がある。	港湾台帳にガントリークレーン6号機を登録した。
指摘4	港湾台帳	除却港湾施設の抹消登録漏れ	平成29年度に除却したガントリークレーン4号機が港湾台帳において抹消登録されていなかった。港湾法施行規則に基づき、速やかに抹消登録する必要がある。	ガントリークレーン4号機を港湾台帳から抹消した。

指摘5	港湾台帳	N-WTTが取得した港湾施設の登録漏れ	港湾台帳には、港湾管理者である県が自ら取得した港湾施設のほか、その管理する港湾に存する企業が取得した港湾施設も登録が必要であるが、(株)新潟国際貿易ターミナルが所有する資産が登録漏れとなっていた。民間企業が独自に取得した港湾施設についても、適時適切に港湾台帳に記載する必要がある。	(株)新潟国際貿易ターミナルが所有する資産で港湾台帳への登録が漏れているものについて、登録処理を行った。
意見7	港湾台帳	港湾台帳の調製フローの見直しについて	港湾台帳更新の際に各地域機関から提出される加除訂正表を確認したところ、平成30年度の変更事由でないものによる港湾台帳の修正が散見された。また、新規取得や除却の台帳登録が漏れていることを踏まえると、港湾台帳更新のための調査を年1回から年2回に増やすこと、港湾台帳管理部署である港湾整備課の職員が地域機関職員とともに現物と帳簿の整合性を確認すること、加除訂正表のひな型に「他に同様の訂正すべき箇所がないことを確認したか」といったチェック項目を設けることが望ましい。	港湾台帳更新のための調査を1年に2回行うこととした。また、調査の際には港湾整備課職員が地域機関職員とともに現物を確認し、台帳との整合性を確認することとした。加えて、加除訂正表のひな型に、他に訂正すべき箇所がないことを確認するためのチェック項目を設けた。
意見8	固定資産台帳	内容不明資産について	平成29年度の固定資産台帳を調査したところ、資産名称が「仮登録」とされたまま、具体的な資産内容の不明なものが2件(取得価額合計491,025千円)存在した。仮登録のままであると、当該資産の減価償却が行われず、また、財務諸表上適正な勘定科目で表記されないことになり、県の財政状況を明らかにするために好ましくない。また、使用料の算定根拠となる減価償却費の適正值は固定資産台帳から入手されることから、仮登録を速やかに解消し、固定資産台帳に基づき減価償却費が適時適切に行われるようにすることが望ましい。また、港湾整備課においては、固定資産台帳上の情報の適切性について事後確認を徹底することが望ましい。	固定資産台帳の登録内容を修正し、「仮登録」を解消した。 今後、固定資産台帳の作成において事後確認を徹底する。
意見9	老朽化資産の処分	行政財産であるガントリークレーンの売却活動について	老朽化したガントリークレーン4号機について、売却の入札を行ったが、応札者はなく、解体の上、スクラップを売却していた。当該資産は取替更新の方針決定から使用中となるまでに3年間の期間があったが、県はその間、ホームページなどで処分計画を周知することや対外的な売却交渉等を行っていなかった。法令上、公共の用に供している間は、売却・処分等が可能な「普通財産」に用途変更することはできないが、ニーズ調査などは使用中から継続的に行うことが望ましい。	ガントリークレーンの売却に当たっては、取替更新の方針決定後、早めのニーズ調査の実施や継続的な情報収集に努め、効果的な売却活動を行う。

意見10	老朽化資産の処分	資産の長期的な活用戦略の検討と継承について	固定資産は、耐用年数到来まで継続的に使用するのか、耐用年数が到来せずともどこかのタイミングで売却して取替更新することが経済的なかを資産の活用戦略として、長期的かつ継続的に検討することが望ましい。なぜ売却できなかったのかを振り返り、組織として改善策を策定することが望ましい。	固定資産については、維持補修費のコスト等を踏まえた上で、処分時期や処分方法について、資産活用の観点から必要な検討を行う。 また、資産の次回更新時を見据え、更新に係るノウハウや売却できなかった場合の要因及び改善策について整理し、確実に情報を残す。
意見11	使用料等	原価の集計範囲や計算方法の考え方が明文化されていないことについて	使用料算定の根拠となる原価の集計範囲や計算方法に関する考え方が文書により明確になっていなかった。これらが明確にされていないと使用料算定に当たって、担当者の恣意性の介入、合理的な決定の妨げ、引継時の手間の増加などが生じるおそれがあるため、考え方を明文化することが望ましい。	原価の集計範囲や計算方法について、考え方を文書により明確化する。
意見12	使用料等	原価の計算に使用している取得価額と固定資産台帳の取得価額との不整合について	使用料に係る原価の算定基礎資料に記載されている取得価額が固定資産台帳に記載されている取得価額と一致していなかった。固定資産台帳は県の管理する固定資産に関する金額情報が網羅的かつ正確に記載される台帳であり、港湾資産もこれに含まれるため、使用料の原価計算において取得価額を使用する場合は、固定資産台帳の金額を参照することが望ましい。	各使用料の原価の算定に当たって取得価額を用いるものについては、その数値を固定資産台帳から参照するよう、見直しを行う。
意見13	使用料等	貸付料の算定根拠が起債未償還額となっていることについて	(株)新潟国際貿易ターミナルに貸し付けた公有財産の貸付料は、当該財産取得の際に起債した金額のうち、同社に貸付を行った平成26年度時点での起債未償還額を回収する前提で計算されているが、ふ頭用地の多くは貸付時点で償還の全部又は大部分が終わっているため、同社が借り受けに要するコストを負担していない状態である。県が資産を貸し付けるに当たっては、貸付資産に係る起債未償還額だけではなく、取得価額もしくは帳簿価格を基礎として算定した貸付料も比較衡量して検討することが望ましい。	貸付料の算定については、起債未償還額だけでなく、取得価額や帳簿価額も算定根拠に含める方法を比較衡量し、(株)新潟国際貿易ターミナルの運営状況等も踏まえながら検討を行っていく。



意見14	使用料等	貸付料減額の検討が不十分であることについて	<p>(株)新潟国際貿易ターミナルへの財産貸付料は、平成26年度の当初貸付時は起債未償還額等80億円を貸付期間である30年間で回収する前提で計算されていたが、平成29年度に、平成85年度までの57年間で起債未償還額等99億円を回収する前提で計算をし直し、その結果、年間貸付料が1億円程度減額となっている。ところが、貸し付けているガントリークレーン3基のうち2基は、延長後の貸付期間における取替更新費用が考慮されているが、残り1基は当該費用が考慮されていない。</p> <p>(株)新潟国際貿易ターミナルは港湾運営会社として極めて高い公共性を有するため、事業継続性の観点から貸付料を減額することは否定しないが、減額の根拠について精緻な検討がなされているとは言い難い。貸付契約によれば、資産の貸付料は必要に応じて5年を目途に改訂を協議するとあり、次回協議の際にはこの点も考慮して再検討されることが望ましい。</p>	<p>ガントリークレーンの追加取得費用の貸付料への算入については、(株)新潟国際貿易ターミナルの経営状況や今後のコンテナ取扱量の動向あるいは港湾を取り巻く経済環境を十分に踏まえた上で、次回の貸付料改定協議の機会を目途に検討する。</p>
意見15	使用料等	徴収すべき範囲に取壊撤去費用が考慮されていないことについて	<p>(株)新潟国際貿易ターミナルへの資産貸付料に、ガントリークレーンの撤去費用が含まれていない。撤去費用は資産の使用に伴い不可避免的に生じるものであり、資産の利用を通じて回収しなければならない負担であるため、資産貸付料算定に当たっては、これも含めることを検討されることが望ましい。</p>	<p>ガントリークレーンについては、更新に当たって、まずは売却について検討すべきものである点を踏まえ、更に(株)新潟国際貿易ターミナルの経営状況等も十分に勘案しながら、貸付料算定に当たっての撤去費用の反映について検討する。</p>
意見16	特別会計	財産貸付料改定の検討記録について	<p>新潟東港臨海用地造成事業会計(特別会計)において財産貸付料の単価見直しを随時行ってきたとのことであるが、検討資料については提示を受けられず、その事実及び内容は確認できなかった。貸付料の算定基礎である固定資産税評価額は概ね3年に一度評価替えがあることから、少なくとも3年に一度は貸付料の見直しを検討するとともに、検討の結果貸付料を改定しない場合も、検討過程と結論を記録保存することが望ましい。</p>	<p>貸付料の算定基礎である固定資産税評価額の評価替え(3年に一度)に合わせて貸付料の改定要否を検討してきているが、その際は検討過程と結論に係る記録保存を行う。</p>

意見17	輸出コンテナ貨物等利用拡大支援事業補助金	補助金の効果測定について	<p>輸出コンテナ貨物等利用拡大支援事業補助金について、県は定期的に申請企業（及び候補企業）を訪問して継続的な利用者であることを確認しており、個別の訪問記録は作成していたが、補助金交付後の実績数量のデータを一元管理していなかった。</p> <p>補助金交付後におけるコンテナ取扱量の増減を定量的に把握・検証することは、補助金目的の達成度合いを吟味するために効果的な方法であるため、個別訪問記録を作成するだけでなく、コンテナ取扱量の追跡調査結果を定量的に一元化し、個別訪問で得た情報をもとに補助金の効果を分析することが望ましい。</p>	<p>個別訪問記録等を基に、補助金交付後のコンテナ取扱量の実績数量を一覧化した。</p> <p>これを基に定期的に補助金の効果を分析するとともに補助制度の見直しに活用する。</p>
意見18	輸出コンテナ貨物等利用拡大支援事業補助金	補助金支給要件の再検討について	<p>輸出コンテナ貨物等利用拡大支援事業補助金は、直近過去3年間の県内港最大利用量から補助金申請年度の利用量がどれだけ増加するかにより補助金額が決定される仕組みになっており、新規利用荷主の方が継続利用荷主に比べ、多くの補助金を受け取ることができるケースがある。県が重要視するのは県外港からシフトして県内港を利用した荷主である。その点からいえば、県外継続利用荷主に対する補助金をより手厚くし、その代わりに他の部分の補助を減額するなど、補助金支給額の見直しとそれに基づくシミュレーションを継続的に実施していくことが望ましい。</p>	<p>県外港からシフトして県内港を利用した県外荷主の県内港利用定着に向け、県外継続利用荷主に対する支援を拡充し、それ以外の補助の要件等を見直す補助制度の改正を令和2年度に実施した。</p>
指摘6	港湾運営会社の監督	取締役会の開催に対する管理	<p>会社法により3か月に1回以上の取締役会の開催が義務づけられているが、(株)新潟国際貿易ターミナルにおいて開催頻度が遵守されていない。県は港湾管理者として港湾運営会社である同社の法令遵守体制を指導・監督する必要がある。また、昨今の港湾事業を取り巻く経済環境の激しい変化の中で、適切な意思決定を行うためには、1か月に1度の開催を指導することを検討する必要がある。</p>	<p>取締役会について、法令を適切に順守した開催となっているか監督することとした。また、取締役会の1か月に1度の開催を指導することについては、(株)新潟国際貿易ターミナルを取り巻く状況等を踏まえ、今後要否を検討する。</p>
指摘7	港湾運営会社の監督	取締役会への監査役出席状況に対する管理	<p>会社法により監査役が取締役会への出席等が義務づけられているが、(株)新潟国際貿易ターミナルにおいて1度も取締役会に出席していない監査役がいた。県は港湾管理者として、港湾運営会社の企業統治が実効性あるものとなっているのか把握・評価し、指導・監督する必要がある。</p>	<p>取締役会への監査役の出席状況について、法令を適切に順守したものとなっているか監督することとした。</p>

意見19	港湾運営会社の監督	監査役会の開催に対する管理	(株)新潟国際貿易ターミナルにおける監査役会の開催頻度が年2回と少なく、かつ、監査役全員が出席した監査役会が一度もなかった。県は港湾管理者として、港湾運営会社の企業統治が実効性あるものとなっているのか把握・評価し、指導・監督することが望ましい。	監査役会が現在の開催状況となっている要因を十分に把握した上で、企業統治が実効性あるものとなるよう、必要な監督を行っていくこととした。
指摘8	港湾運営会社の監督	資金運用方針に対する管理	(株)新潟国際貿易ターミナルの資金運用方針では、資金運用は元本割れしない商品と規定されているにも関わらず、実際には元本割れリスクのあるファンドへ投資しており、平成31年3月末時点で4,148千円のみ損が生じている。同社が県から借り受けている港湾施設は、老朽化に伴い多額の設備投資や修繕が見込まれているにも関わらず、県は同社がこのような資金運用を行っていることを把握・評価していなかった。このような資金運用は資金繰りに悪影響を与え、事業運営が立ち行かなくなるリスクがあるため、県は港湾運営会社である同社の資金運用や資金繰りの実態について十分に指導・監督する必要がある。	港湾運営会社の健全な事業運営の確保の観点からも、(株)新潟国際貿易ターミナルの資金運用について適切に監督することとした。
意見20	港湾運営会社の監督	資金運用決裁権限について	(株)新潟国際貿易ターミナルの資金運用方針では、重要な資金繰り管理の決裁権限が会社の規定から除外され、いわゆるマニュアルレベルで例外扱いされているが、このような内部ルールとなっていることを県は把握していなかった。県は港湾管理者として、同社の資金繰り管理体制について十分に指導・監督することが望ましい。	港湾運営会社の健全な事業運営の確保の観点からも、(株)新潟国際貿易ターミナルの資金運用に係る管理体制について適切に監督することとした。
意見21	港湾運営会社の監督	県出資法人としての評価について	県は毎年度、出資法人の経営状況について点検評価を行っているが、(株)新潟国際貿易ターミナルの売上高人件費比率に対する評価がなされていなかった。実効性ある点検を行うため、売上高人件費率だけでなく労働分配率といった経営分析指標を用いるとともに、他社との比較分析を行うことが望ましい。	人件費率の計算結果に基づく評価を適切に行う。また、他の分析指標を用いたり他社比較での分析を行ったり等の手法を研究しながら、より実効性のある分析・評価となるよう検討していく。
意見22	収支報告	収支報告の開示方法の工夫について	新潟県の港湾収支報告を閲覧しようとした場合には、県庁に実際に足を運ぶか、行政情報センターに問い合わせる必要があるが、新潟県の県土が広域であることなどを鑑みれば、より簡易に収支報告をインターネット上で検索・閲覧できるようにすることが望ましい。	県民がより簡単に閲覧できるよう、県のホームページ上に収支報告を掲載した。

意見23	収支報告	収支報告の利用について	<p>県は港湾法に基づき港湾の収支報告を毎年度作成し、公表しているが、各種施策のPDCAサイクルを回すに当たって、当該収支報告を積極的に利用しているわけではない。収支報告に基づき、事業戦略を立案することは、主要港湾の適切な現状理解と事業施策の立案にとって有用であり、収支報告を港湾施設の使用料の算定や港湾利用促進のための補助金の戦略策定などにおいて積極的に活用することが望ましい。</p>	<p>港湾の現状分析や施策の立案などに、収支報告を活用することとした。</p>
意見24	特別会計	地方公営企業会計の任意適用について	<p>港湾施設の老朽化や新潟県財政が危機的な状況にある中、166億円という多額の投資残高に対してどの程度の収益費用が発生しているか、他港湾と比較してどのような状況なのかといった認識・評価・展望が担当課になかった。</p> <p>採算実態の把握、他港湾との比較可能性などの点から、単式簿記・現金主義会計をベースとする官公庁会計方式から、複式簿記・発生主義会計をベースとする公営企業会計に移行することを他事例を参考にしながら検討することが望ましい。</p>	<p>他事例も参考にしながら、また、他港湾の導入状況等を勘案しながら、公営企業会計の適用の可否について検討する。</p>